裏　面	裏　面
社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）抜粋 ［略］ 第291条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四　［略］ ［略］	［同左］ ［同左］ 第291条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四　［同左］ ［同左］
別紙様式二（第十九条関係） （用紙は、日本産業規格Ａ７、74×105mmとする。） 表　面 ［表略］ 裏　面	**別紙様式二**（第十九条関係） （用紙は、日本産業規格Ａ７、74×105mmとする。） 表　面 ［同左］ 裏　面
社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）抜粋 ［略］ 第291条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四　［略］ ［略］	［同左］ ［同左］ 第291条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四　［同左］ ［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令・文部科学省令第一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第十七条及び第十九条の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び人事に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂
文部科学大臣　阿部　俊子